平成２１年（フ）第６３２号
熊本市楠４丁目３番２　２Ｃ－７　210号
債務者　フォーブスかおり
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６３３号
熊本市龍田６丁目12番98号
債務者　野口　卓也
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６５５号
熊本市渡鹿３丁目12番20号
債務者　石長　一臣
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７０１号
熊本市池上町2974番地２
債務者　松本　浩典
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１２号
沖縄県沖縄市泡瀬６丁目27番Ｆ－103号　泡瀬市営住宅
債務者　目取眞朝弘
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１２３号
沖縄県宜野湾市宜野湾１丁目19番17―202号　安次嶺アパート
債務者　國枝　一
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１２５号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺1942番地１
債務者　桃原　健
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１４９号
福島県いわき市若葉台２丁目７番地の９
債務者　河野　隆広
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１５０号
福島県いわき市若葉台２丁目７番地の９
債務者　河野　友紀
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１２６号
山口市阿知須2589番地
債務者　山野亜由美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
山口県防府市大字富海2435番地の１
債務者　山田　素子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
山口市小郡上郷2587番地20
債務者　岡　イサヨ
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
山口県防府市大字新田828番地の１　レオパレスアルタ115号
債務者　清木　崇
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
山口県防府市大字田島531番地の１　ロジュマン千希Ａ102号
債務者　渡邊　浩二
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
山口市宮野下1199番地４　37号
債務者　青木　早苗
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
山口市小郡上郷2967番地１　ハイツリブレ301号
債務者　井町　浩次
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
島根県八束郡東出雲町大字出雲郷825番地２
債務者　福島　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第７９６号
和歌山市善明寺615番地の27　Ａ16―501
債務者　田村美智子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係